

浄化槽設置整備事業補助金制度について

伊勢市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、し尿や生活雑排水をきれいにする合併処理浄化槽を設置された方に、設置に要する費用の一部を補助しています。

この補助金は設置場所（下水道事業予定処理区域の内か外）等によって補助限度額が異なります。補助金については、事前に環境課にお問い合わせください。

「下水道事業予定処理区域外」に設置する場合

《単独処理浄化槽から転換する場合》

人槽	設置費用補助	加算補助		
5人槽	332,000円	配管費用 建替えあり 建替えなし 単独処理浄化槽撤去費用	上限	60,000円
7人槽	414,000円		上限	300,000円
10～50人槽	548,000円		上限	90,000円

※11人槽以上は、高度処理型浄化槽（窒素またはリン除去型）に限ります。

《汲取りから転換する場合》

人槽	設置費用補助	加算補助		
5人槽	332,000円	配管費用 建替えあり 建替えなし	上限	60,000円
7人槽	414,000円		上限	60,000円
10～50人槽	548,000円			

※11人槽以上は、高度処理型浄化槽（窒素またはリン除去型）に限ります。

《新築家屋等に設置する場合》

人槽	補助金額	加算補助		
5人槽	168,000円	なし		
7人槽	207,000円			
10～50人槽	276,000円			

※11人槽以上は、高度処理型浄化槽（窒素またはリン除去型）に限ります。

※既存の合併処理浄化槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置する場合も含まれます。

「下水道事業予定処理区域内」に設置する場合

人槽	補助金額	備考
5人槽	110,000円	地理的条件等により公共下水道の整備が困難な区域に設置するときは、予定処理区域内であっても区域外として取扱います。事前に環境課までお問い合わせください。
7人槽	138,000円	
10人槽	182,000円	

●交付申請時の添付書類

下水道事業予定処理区域外及び区域内共通

《新築、転換に関係なく必要》

- ①浄化槽調書又は浄化槽設置届の写し
- ②位置図
- ③放流経路図（単独処理浄化槽から転換する場合は配管の長さを記載）
- ④工事請負契約書の写し
- ⑤浄化槽法定検査受付書の写し（7条関係）
- ⑥浄化槽法定検査（定期検査）の継続受検依頼書の写し（11条関係）

《人槽によって異なる添付書類》

- ①10人槽以下の場合・・・登録浄化槽管理票（C票）および登録証
- ②11人槽以上の場合・・・上記に加え高度処理型浄化槽の評定書等

《事前協議済みの建売り住宅の場合》

- ①売買契約書の写し

区域外に設置する場合

《新築》

- ①申請時に使用している汚水処理設備の設置状況が確認できる書類（次のいずれか）
 - ・下水道領収書
 - ・浄化槽保守点検記録の写し等
 - ・汲取り料金領収書等
 - ・免許証の写し等（申請時に居住している場所を証明する書類）

《単独処理浄化槽または汲取り便槽から転換する場合》

- ①浄化槽の設置、配管費用、単独処理浄化槽の撤去費用が分かる見積書の写し
- ②転換する家屋の汚水処理設備の現況写真
- ③申請時に使用している汚水処理設備の設置状況が確認できる書類（次のいずれか）
 - ・浄化槽保守点検記録の写し等
 - ・汲取り料金領収書等

区域内に設置する場合

《新築、転換に関係なく必要》

- ①公共下水道接続確約書

●実績報告時の添付資料

下水道事業予定処理区域外及び区域内共通の添付書類

《新築、転換に関係なく必要》

- ①浄化槽設備士が実地に監督していることが分かる写真
- ②浄化槽の外観（メーカー名、機種名の写ったもの）
- ③基礎工事の状況が分かる写真
- ④据付工事の状況が分かる写真
- ⑤かさ上げの状況が分かる写真
- ⑥設置工事完了後の写真（全体図、ラベルの写ったもの）
- ⑦設置工事現場の確認を証する書類(チェックリスト)
- ⑧浄化槽保守点検業者との業務委託契約書等の写し
- ⑨浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し

《事前協議済みの建売り住宅の場合》

- ①登記簿謄本の写し

《単独処理浄化槽から転換する場合》

- ①配管の状況が分かる写真
- ②撤去した単独処理浄化槽の写真
- ③撤去場所の埋め戻し前の状況が確認できる写真
- ④単独処理浄化槽を完全に撤去したことが分かる写真

《汲取り便槽から転換する場合》

- ①配管の状況が分かる写真

●補助金交付手続きの流れ

自己所有物件への設置の場合

	項目	申請者	市役所
①	補助金額の確認	○	
②	交付申請	○	
③	現地確認		○
④	交付決定通知		○
⑤	変更申請等	○	
⑥	工事着工	○	
⑦	工事完了	○	
⑧	実績報告	○	
⑨	設置確認		○
⑩	交付確定通知		○
⑪	交付請求	○	
⑫	交付		○

建売住宅への設置の場合

	項目	建築業者	申請者	市役所
①	補助金額の確認	○		
②	事前協議	○		
③	変更申請等	○		
④	現地確認			○
⑤	事前協議済書			○
⑥	工事着工	○		
⑦	工事完了	○		
⑧	売買契約	○		
⑨	交付申請		○	
⑩	交付決定通知			○
⑪	実績報告		○	
⑫	設置確認			○
⑬	交付確定通知			○
⑭	交付請求		○	
⑮	交付			○